

愛荘町ふれあい収集事業

高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、要支援・要介護認定者や障がい者のみの世帯等で、自らがごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な世帯に、個別訪問によるごみの収集を行います。

利用にかかる費用は無料で、声かけによる見守りも行います。

◆対象となる世帯

町内に住所を有し、次に該当する方のみの方の世帯で、ごみを自らが、ごみステーションまで持ち出すことが困難で、さらに親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- (1) 要支援または要介護認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (5) その他、世帯の状況から、事業の利用が必要と認められる世帯

※同敷地内に上記に当てはまらない親族や、近所の人でごみ出しを手伝っていただける人が身近にいる場合、また、ごみ出しをできない理由が自己都合である場合などは対象とならない場合があります。

収集するもの

収集ボックスに出せるごみ

燃やすごみ	ガレキ
燃えないごみ	ペットボトル
金属類	白色トレイ
色つきびん	雑紙類
無色透明びん	(チラシ、包装紙、紙箱など)
	古紙類
	(段ボール、新聞、雑誌など)

粗大ごみやその他のごみについては、
くらし安全環境課（電話 42-7699）に
お問い合わせください

ごみの出し方、収集方法



燃やすごみと燃えないごみ

指定のごみ袋に入れて出してください。

その他のごみ

(金属類、びん類、ガレキ、ペットボトル、白色トレイ)

分別して収集ボックスに出してください。

雑紙類・古紙類

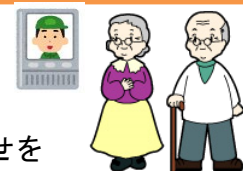
ひも等でしばって出してください。

収集日

毎週火・金曜日（祝日は収集しません）

安否確認について

- ・ごみの収集時にごみが出ていない場合は、収集業者が声を掛けます。
- ・声かけに回答がない場合には役場を通じて緊急連絡先等に問い合わせを行い、安否確認をします。



ふれあい収集利用までの流れ

利用申請



「申請書」および対象要件に応じた添付書類を、福祉課(愛知川庁舎)へご提出ください。

※本人以外の代理の方でも申込みは可能です。

調査・訪問



職員が自宅を訪問し、申請者の生活状況や収集場所、見守りの希望等について伺います。

利用決定

事前調査の結果をもとに審査を行い、ふれあい収集利用の可否を通知します。

ふれあい収集開始

初回収集日までにごみ収集ボックスを設置します。

ごみ収集ボックスは、無償貸与とします。

※大・小2種類の大きさを選択することができます。



申請内容の変更や中止について

「緊急連絡先が変更になるとき」や「一時的に入院等するとき」などは、福祉課までご連絡ください。

ア. 変更・中止(届出が必要です)

- ・緊急連絡先を変更する場合
- ・町内の転居により住所が変更になる場合
- ・転出する場合
- ・利用者が死亡された場合
- ・一人暮らしでなくなるなど要件を満たさなくなった場合

イ. 一時停止(再開時にご連絡ください)

- ・入院する場合
- ・一時的に施設入所する場合

お問い合わせ先 〒529-1380 愛荘町愛知川 72 番地
愛 荘 町 役 場 福 祉 課
TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887